

【信州大学繊維学部及び大学院上田キャンパス所属学生の学生異動(休学・退学等)の手続きについて】

◆休学・退学・復学について

休学・退学・復学等を学籍の異動という。学籍の異動を希望する場合は、保証人（親等）や担当指導教員と相談のうえ、手続きすること。
休学、退学は理由を添えて願書により申請し、退学は学長、休学は学部長又は研究科長の許可を得る必要がある。**願書を大学へ届けただけでは確定しない。**
学籍は、授業料支払いの要否とも直結する手続きであるため、大学と学生双方が慎重に確認し、決定する手順となっている。

◆学籍の異動確定までの流れ

- ①学生は、保証人と十分に相談する。
- ②学生は、所属学科等の担任・学務委員・チューター等の教員と相談する。
相談する教員…学部1年生：クラス担任、学部2・3年生：各学科の学務委員、4年生及び大学院生：指導教員、チューター教員等
- ③学生は、申請用紙を入手する。（フォームによる申請書の入手可能・・・頁末に掲載）
- ④学生本人と保証人の欄を記入する。（記入方法は、各記入例参照）
- ⑤学生は②で相談した教員等と学科長又は分野長等に連絡し、休学・退学等の承諾を得てから指導教員等欄と学科長等承認欄の所見・サイン・押印をしてもらう。
申請書にサイン等必要な教員…〔指導教員・学科教員等欄〕学部1年生：クラス担任、学部2・3年生：各学科の学務委員、4年生及び大学院生：指導教員
〔学科長等欄〕学部：学科長（コース分属後はコース長）、修士：分野長（ユニット所属の場合はユニット長）
- ⑥学生は、願書を学務グループへ提出する。
- ⑦学内関係会議で審議（学長又は学部長、研究科長許可）
- ⑧許可書を発行（学生への確定通知）

◆願書の提出期限

異動をしたい月の1ヶ月以上前までに学務係へ提出すること。
例） 休学希望日が西暦20〇〇年4月1日～20〇〇年9月30日までの場合 → 8月末日までに提出
退学希望日が西暦20〇〇年3月31日付けの場合 → 2月末日までに提出

休学願 [休学願記入例.pdf](#)

- ①3か月以上修学できない場合に、原則**学期単位（6か月間又は1年間）の期間で申請**する。
（休学が認められる理由※：病気／経済的理由／留学／国又は地方公共団体等の求めによる事業への参加/出産育児／学部長が特別に認める事情）
※⑥に記載の詳細を確認し、必要書類の準備や問合せを行うこと。
- ②確定した**休学期間中は、その期の授業料を支払う必要はない**。（大学が提供するサービスは利用不可）
なお、学期の途中からの休学も認められる場合もあるが、その場合、当該学期分の授業料納入が申請の条件となる。
また、卒業時期が3月又は9月であることから、休学期間は学期単位（6か月間又は1年間）の申請とすることが望ましい。
〔申請期間の例〕・・・開始日は4／1 or 10／1、終了日は9／30 or 3／31
半年の場合 20〇〇年4月1日～9月30日、20〇〇年10月1日～（翌年）3月31日
1年の場合 20〇〇年4月1日～（翌年）3月31日
- ③1度の申請で、1年間までの休学期間が申請できる。
- ④通算して休学できる期間（以下の年数を超えて休学することはできない。又、休学期間は修業年限期間に含まない。）
学部：通算4年間、修士：通算2年間、博士：通算3年間
- ⑤休学は復学することが前提である。
- ⑥休学が認められる理由と申請時の必要書類

休学の理由	必要書類等
病気のため	医師の 診断書 （休学必要期間3か月以上の記載が入ったもの）
経済的理由のため	休学願の裏面、 申し立て欄 に学資及び生活費の支弁が困難な理由を記入 （「進路再考のため※1」、「海外生活体験のため※2」では休学できない。） ※1、※2：これらに起因した学費負担者（保証人等）からの支援が得られないことによる経済的理由の場合はその旨を申し立て欄に記入する。
留学のため （大学との交流協定によるものは除く）	受入先の 入学許可書等
公共的な事業に参加するため （国又は地方公共団体等の求めによる場合）	休学願の裏面、 申し立て欄 に詳細な事由を記入 （受入先の証明書の写しがあれば添付）
上記の事項と同等以上の事情のため （学部長等が特別に認める） ※学部長等が特別に認める事情は学務グループへ問合せること。	休学願の裏面、 申し立て欄 に詳細な事由を記入 〔許可する例〕家族の看病や介護のため 社会人学生で転勤等の勤務状況変化等により修学が困難な場合
出産又は育児のため	休学願の裏面、申し立て欄に詳細な事由を記入（ 母子健康手帳の写し 添付）

退学願 [退学願記入例.pdf](#)

- ①退学の期日： 原則**学期末** 20〇〇年**9月30日** or 20〇〇年**3月31日**
退学は、当該学期分の授業料納入済みであることが申請の条件となる。
学期途中での退学時も同様。
例） 7月31日付けで退学申請する場合は、前期分の全額授業料を納入していることが条件
- ②退学の事由例：「経済的理由」「病気」「勤務の都合」「学業不振」「勉強意欲の喪失」
「進路変更（他大学入学）」「就職」
「単位修得退学※」（※博士課程学生で単位修得満期退学を希望する者） など

復学届 [復学届記入例.pdf](#) ……休学していた者が、許可された休学期間を満了し復学する際、満了日の1カ月前までに大学へ提出する。

- ①復学の期日 20〇〇年4月1日 or 10月1日
- ②休学理由が「病気のため」の場合は、医師の診断書（治癒）を添付すること。
- ③休学期間満了時は復学許可書は発行されない。授業開始日から授業履修可。（後期授業開始日が9月でも履修可）
※休学期間中に途中から復学できるようになった場合は、復学願（願書提出&要許可）申請を要するため、学務グループに相談すること。

◆申請様式（願書）の請求フォーム（信州大学繊維学部及び大学院上田キャンパス所属学生限定）

【フォーム入力】（←クリック）